

## 令和7年度 体育施設の使用に関するきまり

東京都立町田総合高等学校  
都立学校開放事業運営委員長

- 1 正門等から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。  
開放時間途中において個人単位で出入りする際は、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 施設入口以外の施錠された門の出入りは禁止します。
- 3 正門はワイヤー錠で施錠しています。グラウンド使用団体は開閉が必要です。使用後は必ず締めてください。  
テニスコートの門は鍵で開閉してください。
- 4 自動車での来校は御遠慮ください。
- 5 **自転車**は次の場所に置いてください。  
(テニスコート使用団体) テニスコート入口内  
(グラウンド使用団体) 正門を入れて右手の脇
- 6 使用を許可された施設以外への立ち入りは厳禁とします。特に、校舎内へは絶対に立ち入らないでください。
- 7 学校体育施設使用当日、団体責任者は「使用承認書」と「使用団体登録証」とを管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 8 登録団体以外の方は、校内に立ち入りできません。
- 9 校内での営業行為及び業者の立ち入りは禁止します。
- 10 1回の使用時間は、準備から後片づけの時間を含みます。使用時間を厳守してください。  
(午前) 9:00～12:30 ・ (午後) 13:00～16:30  
各体育施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください。  
(テニスコート: テニスシューズ、グラウンド: 運動靴やサッカーシューズ)

- 11 本校グラウンドには芝生部分があります。養生している時期もありますので、芝生部分での運動は御遠慮ください。また、不必要に立ち入らないでください。
- 12 施設使用中に学校の施設・設備等を破損等した場合は、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 13 施設使用中に周辺住宅等に損害を与えた場合は、損害を与えた使用団体が責任を持って該当住宅（住民）との間で問題解決をしてください。
- 14 学校の電話を呼び出し及び連絡等に使用することはできません。
- 15 学校敷地内は全面禁煙です。また、ごみはすべて持ち帰ってください。
- 16 使用後は必ず清掃・整地等を行い、学校の教育活動に支障のないよう原状回復してください。
- 17 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常、事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 18 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 19 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止します。又は団体の登録を取り消すこともあります。
- 20 感染症拡大防止、学校の都合又は、グラウンドコンディションの不良等のため、急きょ施設開放を中止する場合があります。予めご了承ください。